

郡山市予防接種に関する証明書交付事務取扱要領

令和6年4月1日制定

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(趣旨)

第1条 この事務取扱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項及び第6条の規定に基づき、郡山市が実施する予防接種事業（以下「事業」という。）における予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第4条で定める予防接種済証（以下「接種済証」という。）の交付の取扱いに関して必要な事項を定める。

2 前項に定めるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号。以下「関係省令の整備に関する省令」という。）附則第4によりなおその効力を有するものとされた関係省令の整備に関する省令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則（以下「旧予防接種法施行規則」という。）附則第18条の2第1項の規定に基づき発行する予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付の取扱いに関して必要な事項を定める。

(証明を行う接種記録及び様式)

第2条 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項に定める疾病に係る接種記録について証明を行う場合は接種済証を交付する。この場合、接種済証の様式は、省令第4条第1項又は第2項に定めるところによる。

2 令和5年度以前に特例臨時接種として実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種記録について証明を行う場合は接種証明書を交付する。この場合、接種証明書の様式は、旧予防接種法施行規則第18条の2第2項に定めるところによる。

(申請人の種類)

第3条 接種済証及び接種証明書（以下「証明書」という。）の交付申請を行う者（以下「申請人」という。）の種類、定義及び本人確認方法は、次のとおりとする。

申請人の種類	定義	本人確認方法
ア 本人	実際に予防接種を受けた者	個人番号カード、運転免許証、健康保険証、納税通知書等の国又は地方公共団体若しくは公的機関（団体）が発行した資格・免許等を証する書面、実印と印鑑登録証明書又は面識などの方法により確認するものとする。

イ 親権を行う者	恒常的に子女の保育、監護、教育、財産管理等を行う者、又は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の定めるところによる児童福祉施設長	個人番号カード、運転免許証、健康保険証、納税通知書等の国又は地方公共団体若しくは公的機関(団体)が発行した資格・免許等を証する書面、実印と印鑑登録証明書又は面識などの方法により確認するものとする。
ウ 相続人	本人の相続権を有する者	戸籍謄本の提示を求め、本人又は利害関係者の死亡及び相続権の有無を確認し、更に相続権者自身であるかを確認するものとする。
エ 高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(別表参照)の従事者(一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。)	本人及び従事者の個人番号カード、運転免許証、健康保険証、納税通知書等の国又は地方公共団体若しくは公的機関(団体)が発行した資格・免許等を証する書面、実印と印鑑登録証明書又は面識などの方法により確認するものとする。
オ 委任を受けた者	上記ア～ウに定める者からの委任状等を持参した者	委任状等の提出については、委任をする者の署名又は記名押印及び委任を受けた者の署名又は記名押印がされているものとし、更に委任を受けた者自身であるかを確認するものとする。
カ その他	特別の理由により市長が必要と認める者	個人番号カード、運転免許証、健康保険証、納税通知書等の国又は地方公共団体若しくは公的機関(団体)が発行した資格・免許等を証する書面、実印と印鑑登録証明書又は面識などの方法により確認するものとする。

(申請手続)

第4条 申請は、申請書に必要事項を記載し、手数料を添え、持参又は郵送により行うものとする。ただし、郵便による申請は、遠隔地その他の理由により自ら来庁できない場合であって、申請書に手数料及び返送料等を添えるものとする。

(手数料の徴収)

第5条 証明書の交付の際には、郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号。以下「手数料条例」という。)の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料を免除する際は、手数料条例の規定による。

（証明書の発行）

第6条 接種済証は、疾病1種類につき1件を発行するものとする。

2 接種証明書はワクチン接種記録システムの機能を活用して紙により発行するものとする。

（標準処理期間）

第7条 証明書の交付に係る標準処理期間は、申請を受理した日から2日（書類の不備等による補正、他自治体への接種状況の確認及び特別の事情がある場合を除く。）とする。

（守秘義務）

第8条 事業に関する事務は、その性格上、個人の生命・健康に関する情報が含まれるため、証明書交付の事務処理を行うに当たっては、その内容が第三者に漏れることのないよう慎重に取り扱うものとする。

（その他の事項）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等の例

施設等	事項
介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険施設	・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院
介護保険法による居住系介護サービス	・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護

老人福祉法(昭和38年法律第133号)による施設	・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム
生活保護法(昭和25年法律144号)による保護施設	・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための高齢者の居住法律(平成17年法律第123号)による障害者支援施設等	・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。） ・ 福祉ホーム
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)による住宅	・ サービス付き高齢者向け住宅
その他の社会福祉関係法令等による施設	・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む。） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設 ・ 更生保護施設居